



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課）…………… 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古総合実業高等学校）…………… 4

告 示

沖縄県告示第522号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島	平成29年11月28日（火曜日）午前10時から正午まで	竹富町農村婦人の家
竹富町字小浜	平成29年11月29日（水曜日）午前10時から正午まで	小浜構造改善センター
竹富町字波照間	平成29年11月30日（木曜日）午前10時30分から午後1時まで	波照間農村集落センター
与那国町	平成29年12月12日（火曜日）午後1時から午後3時まで	与那国町久部良多目的集会施設
与那国町	平成29年12月13日（水曜日）午前9時から正午まで	与那国町役場

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島 竹富町字小浜 竹富町字波照間 与那国町	平成29年11月28日（火曜日）から平成30年1月31日（水曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所

沖縄県告示第523号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
糸満加入区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）	豊見城市字与根196番地2 南アパート205号 安谷屋秀喜 豊見城市字渡橋名36番地の1 オーズハウス105号 松田秀司

沖縄県告示第524号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成29年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成29年9月25日 沖縄県指令農第1003号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

- (1) 免許を受けた者 沖縄県伊是名村字仲田1203番地 伊是名村
- (2) 代表者 沖縄県伊是名村字仲田1203番地 伊是名村長 前田政義

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 沖縄県島尻郡伊是名村字勢理客屋ノ下原3214番及び3292番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㉓の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（D.L.+2.11メートル）における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域

- ①の地点 三等三角点（敢18）大ノ山の地点から230度06分00秒1,163.54メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から226度58分49秒69.99メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から271度58分12秒1.98メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から226度59分02秒17.94メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から316度58分51秒25.00メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から226度58分48秒95.45メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から263度19分35秒30.31メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から218度20分32秒2.09メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から263度19分33秒99.22メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から173度19分24秒1.32メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から229度33分24秒0.94メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から263度19分35秒31.18メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から274度32分51秒1.03メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から297度06分38秒1.03メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から319度32分56秒1.03メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から342度05分26秒1.03メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から353度19分34秒100.44メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から94度27分31秒11.84メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から87度39分01秒53.42メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から37度02分35秒29.67メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から93度02分06秒34.74メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から83度32分15秒53.10メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から45度08分48秒30.10メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から61度58分06秒46.47メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から36度34分42秒9.40メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から39度35分58秒29.87メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から02度16分32秒1.06メートルの地点

ウ 面積 32,155.69平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 沖縄県島尻郡伊是名村字勢理客屋ノ下原3214番から3291番を経て3292番に至る間の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点（敢18）大ノ山の地点から238度11分39.49秒1,158.10メートルの地点

②の地点 ①の地点から136度49分47秒377.78メートルの地点

③の地点 ②の地点から181度17分07秒154.24メートルの地点

④の地点 ③の地点から226度58分49秒324.45メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から258度45分59秒638.19メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から336度01分48秒184.87メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から38度00分05秒630.49メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から83度19分33秒207.41メートルの地点

ウ 面積 429,254.25平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地及び公共施設用地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年10月27日から平成30年2月27日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成29年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成29年9月29日

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業（北工区）店舗区画 那覇市泉崎1丁目20番6

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 旭橋都市再開発株式会社 那覇市泉崎2丁目105番地18官公労共済会館5階 代表取締役 平良敏昭

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社OPA 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番1号WBGマリブイースト22F 代表取締役 奥田晴彦

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年5月30日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,414平方メートル

(6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 140台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 36台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 204平方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 32立方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）

て縦覧に供する。)

- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口1か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から翌日の午前5時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月20日 沖縄県指令士第799号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平1223番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城197番地3 サンヒルズ大地306号室 宮城正道、豊見城市字豊見城197番地3 サンヒルズ大地306号室 宮城美香
- 5 検査済証番号 平成29年10月17日 第4418号
- 6 工事完了年月日 平成29年10月5日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年10月27日

沖縄県立宮古総合実業高等学校長 本 村 博 之

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 小型教習・漁業・潜水実習兼用船 1隻
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古総合実業高等学校 宮古島市平良字下里280番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成29年9月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 ヤンマー沖縄株式会社 宜野湾市大山七丁目11番12号
- 5 契約金額 47,725,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--